

日本ドーピング防止規程

(財) 日本アンチ・ドーピング機構

2007年12月7日

Version 2.0

目 次

序論

1	第1条	規則の適用	3
2	第2条	ドーピング防止規則に対する違反	5
3	第3条	ドーピングの証明	6
4	第4条	禁止表	7
5	第5条	検査	10
6	第6条	検体の分析	13
7	第7条	結果の管理	14
8	第8条	規律手続	23
9	第9条	個人の成績の自動的失効	27
10	第10条	個人に対する制裁措置	27
11	第11条	団体スポーツに対するドーピング防止規則に対する違反の結果	33
12	第12条	国内競技連盟に対する制裁措置	33
13	第13条	不服申立て	34
14	第14条	報告	40
15	第15条	情報開示	40
16	第16条	決定の相互承認	40
17	第17条	時効	41
18	第18条	改正及び解釈	41
19	第19条	情報及び通知	41
20	第20条	実施、有効性及び準拠法	42

定義

序 論

序文

財団法人日本アンチ・ドーピング機構(Japan Anti-Doping Agency、以下「JADA」という。)は、2003年8月28日、世界ドーピング防止規程(WADA 規程)を受諾した。日本ドーピング防止規程(以下「本規則」という。)は、WADA 規程に基づく JADA の責務に沿って、また国内においてドーピングを根絶しようとする JADA の継続的な活動を促進するため採択され、実施される。

ドーピング防止の規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。競技者及び競技者支援要員は、当該規則をスポーツの参加条件として承諾することが求められる。ドーピング防止の規則は、刑事手続及び雇用に関する事項に適用のある要件及び法的基準に従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。WADA 規程に定められ、本規則により実施される方針及び最低限の基準は、スポーツとは公正であるべきものとする幅広い関係者の総意を表すものであり、すべての法廷及び審判機関により尊重されるべきである。

WADA 規程及び本規則の基本原則

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、スポーツ精神と呼ばれ、オリンピック精神の真髄でもある。スポーツ精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 優れた競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取組
- 規則・法律を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。

国内ドーピング防止プログラム

JADA は、我が国における独立したドーピング防止機関として活動するため、次に掲げる事項に対する権限と責任を有する。

- ドーピング・コントロールにおける計画、調整、実施、監視及び改善指示
- 関係する国内の団体・機関及び ドーピング防止機関との協力
- 各国の 国内ドーピング防止機関間における相互 検査の推進
- ドーピングの防止に関する研究の促進
- 情報及び教育プログラムの計画、実施及び監視

JADA は、規律措置を取り扱う機関である 日本ドーピング防止規律パネル及び不服申立てを取扱う 日本スポーツ仲裁機構とは別個の機関である。

本規則

本規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。参加者は、本規則をスポーツへの参加条件として承諾するものとする。本規則は、刑事手続及び労働に関する事項に適用のある要件及び法的基準に従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。

適用範囲

本規則は、JADA、各 国内競技連盟及び 国内競技連盟の会員であることによって、国内競技連盟に認定されることによって、又は 国内競技連盟、その活動若しくは 競技大会に参加することによって 国内競技連盟の活動に参加する各 参加者に適用される。国内競技連盟の会員ではないが、JADA の 検査対象者登録リストに掲げられるべき要件を備えている人は、遅くとも 国際競技大会又は 国内競技連盟の 競技大会に参加する 12ヶ月前には、当該 国内競技連盟の会員となり又はその会員とみなされ、検査に応じなければならない。本規則は、JADA が管轄権を有する全ての ドーピング・コントロールに適用される。

第1条 本規則の適用

1.1 国内競技連盟への適用

- 1.1.1 国内競技連盟は、本規則を受諾し、自己の管理文書、規約又は規則の中に、本規則の内容を直接又は引用することにより組み入れるものとし、これによって本規則は、スポーツの規則並びに当該国内競技連盟の会員及び参加者の権利及び義務の一部となる。
- 1.1.2 本規則は、スポーツの規則に従って当該スポーツに参加することに個人が同意することによって国内競技連盟の会員又は参加者に発生する国内競技連盟の会員としての義務に基づいて参加者に適用される。
- 1.1.3 日本政府又は JADA からの資金又はその他の支援を受ける条件として、国内競技連盟は、日本でのドーピング防止プログラム及び本規則(制裁措置の個人への適用も含む。)の精神及び条件を受け入れ、遵守しなければならない。また、国内競技連盟は、WADA 規程に従った、関係する国際競技連盟の規則によっては管理されないすべてのドーピング防止に関する事項についての JADA 及び聴聞機関の権威を尊重し、当該事項について JADA 及び聴聞機関に協力しなければならない。
- 1.1.4 国内競技連盟は、本規則を採択し、その管理文書やスポーツ規則に本規則の内容を組み入れることによって、日本のドーピング防止プログラムを実施する上での JADA の権限と責任を認識し、JADA がドーピング・コントロールを実行する権限を認める。よって同様に、当該国内競技連盟の会員及び参加者は、JADA のこの権限と責任を認識し、承諾する。
国際競技連盟及び JADA は、WADA 規程において想定されているように、互いの権限及び責任を尊重する。
- 1.1.5 国内競技連盟はまた、本規則を採択し、その管理文書やスポーツ規則に本規則の内容を組み入れることによって自己及び自己が管轄し、管理し又はその管理文書やスポーツ規則に従っているすべての競技者に本規則を遵守させるものとする。本規則に従って下された決定、特に、日本ドーピング防止規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構の決定に従うことに同意する。よって同様に、国内競技連盟の国際競技連盟、国内競技連盟の会員及び参加者は、本規則における不服申立ての権利に従うことを条件として、本規則を遵守し、本規則に従って下された決定に従うことを認識し、承諾する。

1.2 人への適用

- 1.2.1 本規則は、次に掲げるすべての人に適用される。
 - 1.2.1.1 国内競技連盟の会員（その居住地は問わない。）
 - 1.2.1.2 国内競技連盟傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグの会員
 - 1.2.1.3 国内競技連盟、国内競技連盟傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグによって組織され、開催され、又は認定された活動に何らかの立場で参加する者
 - 1.2.1.4 国内競技大会組織又は国内競技連盟傘下でない国内リーグによって組織され、開催され、又は認定された活動に何らかの立場で参加する者
- 1.2.2 未成年者を含む参加者は、スポーツに参加することにより本規則を承諾し遵守するものとみなされる。
- 1.2.3 競技者は次の役割と責任を担う。
 - 1.2.3.1 WADA 規程に従って採択された、適用のあるすべてのドーピング防止の方針及び規則に精通し、これを遵守すること。
 - 1.2.3.2 検体採取に応ずること。
 - 1.2.3.3 ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - 1.2.3.4 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- 1.2.4 競技者支援要員は次の役割と責任を担う。
 - 1.2.4.1 WADA 規程に従って採択された、すべてのドーピング防止の方針及び規則(自己又は自己が支援する競技者に適用されるもの)に精通し、これを遵守すること。
 - 1.2.4.2 競技者の検査プログラムに協力すること。
 - 1.2.4.3 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。
- 1.2.5 人がドーピング防止規則に違反したことが判明した場合には、ドーピング防止規則に対する違反の結果が適用される。本規則に基づいて制裁措置が講じられた人は、当該人の国内競技連盟又はその他のスポーツ団体における地位にかかわらず、資格停

止の全期間にわたって引き続き本規則に従わなければならない。かかる義務には、制裁措置が講じられた人が当該資格停止期間に引退した場合を除き、引き続きドーピング・コントロールに従うことが含まれる。

第2条 ドーピング防止規則に対する違反

ドーピングとは、本規則の第 2.1 項から第 2.8 項に定められている一又は二以上のドーピング防止の規則に対する違反が発生することをいう(以下「ドーピング防止規則に対する違反」という。)。次に掲げるものがドーピング防止規則に対する違反を構成する。

2.1 競技者の生体から採取した検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ ーが存在すること

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の生体からの検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ
ーの存在が検出された場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、本第 2.1 項に基づくドーピング防止規則に対する違反を証明するためには、競技者側に使用に関する意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。

2.1.2 禁止表に量的報告閾値が明記されている物質を除き、競技者の
検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ
ーの存在が検出された場合には、その量の多少にかかわらず、ドーピング防止規則に対する違反が成立する。

2.1.3 本第 2.1 項における原則の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質に対する評価に関する特別の基準を禁止表において定めることができる。

2.2 禁止物質若しくは禁止方法を 使用すること又はその使用を企てること

2.2.1 禁止物質又は禁止方法の使用が成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則に対する違反は、禁止物質又は禁止方法を
使用したこと、又はその使用を企てたことにより成立する。

2.3 本規則において認められた通知を受けた後に、検体の採取を拒否し、若しくはやむを得ない理由によることなく検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること

2.4 第 5.4 項(居場所情報の提供)に定められている、要求される居場所情報を提出しないこと及び検査を受けないことを含む、競技会外の検査への競技者の参加に関する要件に違反すること

2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

2.6.1 時又は場所を問わず、競技会外の検査における禁止物質又は禁止方法を競技者が保有すること。ただし、当該保有が第 4.4 項 (TUE) の規定に従って付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。

2.6.2 競技者、競技大会、又はトレーニングに関して、競技会外の検査における禁止物質又は禁止方法を競技者支援要員が保有すること。ただし、当該保有が第 4.4 項 (TUE) の規定に従って競技者に付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合は、この限りではない。

2.7 禁止物質又は禁止方法の不正取引を行うこと

2.8 競技者に対する禁止物質の投与、禁止方法の使用若しくはこれらの行為を企てること又はドーピング防止規則に対する違反若しくは当該違反の企てに関する、支援、奨励、援助、示唆、隠ぺいその他の共同行為を行うこと

第3条 ドーピングの証明

3.1 挙証責任及び証明の程度

3.1.1 ドーピング防止規則に対する違反が発生したことを証明する責任は、JADA が負うものとする。証明の程度は、聴聞機関が、JADA の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則に対する違反を JADA が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事件について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。

3.1.2 ドーピング防止規則に対する違反を犯したと主張された競技者

又はその他の人が推定事項に反論し、又は特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規則によって負わされる場合には、証明の程度は、証拠の優越とする。

3.2 事実及び推定事項の証明方法

ドーピング防止規則に対する違反に関する事実は、自白を含む信頼性における手段により証明される。ドーピング事件においては、次の証明原則が適用される。

3.2.1 WADA 認定の試験所では、試験所に関する国際基準に基づいて検体の分析及び管理手続を実施しているものと推定される。競技者は、試験所における分析に関する国際基準からの乖離を証明することにより上記の推定に反論できる。競技者が試験所における分析に関する国際基準からの乖離を提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、JADA は、その乖離が違反が疑われる分析結果の原因ではないことを証明する責任を負う。

3.2.2 検査に関する国際基準からの乖離があっても、違反が疑われる分析結果、又はその他のドーピング防止規則に対する違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの結果等は無効にはならない。当該国際基準からの乖離が検査中に発生したことを競技者が証明した場合には、JADA は、当該乖離が、違反が疑われる分析結果の原因ではないこと又はドーピング防止規則に対する違反の根拠となった事実をもたらしたわけではないことを証明する責任を負う。

第4条 禁止表

4.1 禁止表の適用

4.1.1 本規則は、WADA の禁止表に関する国際基準を、その時々改正に応じて採択し、組み入れる。すべての参加者及び国内競技連盟は、当該改正を拘束力のあるものとして承諾しているものとみなされる。

4.1.2 禁止表は、WADA により適宜改定される。禁止表又は改定において別段の定めがない限り、禁止表は、WADA により公表された3ヶ月後に、JADA に何らの手続を要することなく本規則のもとで有効となる。

4.1.3 JADA は最新の改定版禁止表が広く利用可能になるようにする。

国内競技連盟は、最新の禁止表をその会員及び参加者が利用できるようにする責任を負うものとする。

4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

禁止表は、常に(競技会及び競技会外において)ドーピングとして禁止される禁止物質及び禁止方法、並びに競技会においてのみ禁止される当該物質及び当該方法を特定する。

4.3 禁止表に掲げられる物質及び方法

禁止表に掲げられる禁止物質及び禁止方法に関する WADA の決定は最終的なものであり、競技者又はその他の人が異議を述べる余地はないものとする。

4.4 TUE

4.4.1 本規則は、WADA の TUE に関する 国際基準を、その時々^々の改正に応じて採択し、組み入れる。すべての参加者及び国内競技連盟は、当該改正を拘束力のあるものとして承諾しているものとみなされる。

4.4.2 本規則に従う 競技者が、禁止物質又は禁止方法の使用が必要とされる病状となった場合には、本条の規定に従って JADA 又は国際競技連盟から TUE を取得するものとする。当該 競技者は、禁止物質又は禁止方法の使用が必要になったと認識した場合には、直ちに TUE の申請を行うものとする。TUE は、緊急の場合であることを条件として、当該 競技者の 競技会への参加に先立って付与されるものとする。

4.4.3 本規則に従って 検査を受ける 競技者が、本規則が採択される以前に TUE を国際競技連盟から付与されていた場合には、直ちに当該付与を JADA 及び関係する 国内競技連盟に報告し、すべての関連情報及び書類を JADA に提供するものとする。JADA は、本規則が採択される以前に付与されていた TUE が、TUE に関する基準に従って付与されたものであり、当該 TUE は失効しておらず、又は当該付与以降の 禁止表の変更によっても何ら影響を受けていないことを認証する。

4.5 国際水準の競技者及び国際競技大会に参加する 競技者に対する TUE

4.5.1 国際水準の競技者又は国際競技大会に参加する 競技者は、関係

する国際競技連盟に **TUE** を申請しなければならない。当該申請は、緊急の場合を除き、当該 **競技者** が **国際競技大会** に参加する 21 日前までに、又は当該国際競技連盟のドーピング防止規則に別段の定めがあればその期日までに行われなければならない。また、同時に当該 **競技者** は、当該申請書の写しを JADA に提供するものとする。

4.5.2 当該国際競技連盟が **TUE** 付与手続を実施していない場合には、**競技者** は、JADA に **TUE** 申請を行うものとする。

4.6 **国内水準の競技者及び国内競技大会に参加する競技者に対する TUE**
国内水準の競技者及び国内競技大会 に参加する **競技者** は、JADA から **TUE** を取得しなければならない。ただし、当該 **競技者** が既に国際競技連盟から **TUE** を取得しており、当該 **TUE** が依然有効であり、当該付与が JADA に報告されている場合は、この限りではない。JADA に **TUE** を申請する場合には、緊急の場合を除き、当該 **競技者** が **国内競技大会** に参加する 21 日前までに行われなければならない。

4.7 JADA の **TUEC**

4.7.1 JADA は、**TUEC** の委員を指名し、**TUE** の申請を検討させる。潜在的な利益相反を回避するため、**TUEC** のすべての委員は、JADA から独立していなければならない。**TUEC** の委員が特定の **国内競技連盟** 又は国際競技連盟の利害関係者である場合には、当該 **国内競技連盟** 又は国際競技連盟の会員である **競技者** からの **TUE** 申請の検討の際には、当該委員を除外する。

4.7.2 **TUE** の申請につき指名された **TUEC** の委員は、**TUE** に関する **国際基準** に従って速やかに当該 **TUE** の要求を審査し、決定を下す。当該決定は JADA の決定とされる。

4.7.3 JADA 及び **TUEC** は、厳密に秘密性を保持して **TUE** 申請の管理及び決定を行う。

4.8 **TUE** の申請

4.8.1 **TUE** の申請は、**TUE** に関する **国際基準** に従って行われなければならない。

4.8.2 **競技者** は、**TUEC** の委員及び、必要に応じてその他の独立した医療の専門家又は科学の専門家、並びに **TUE** の管理、審査又は不服申立てに関与するすべての役職員に対し、**TUE** 申請に関する

るすべての情報を送付することについての承諾書(書面による同意)を提出しなければならない。競技者は、また、TUECの決定がWADA 規程の規定に従ってその他の関係するドーピング防止機関にも配布されること、及びデータが保存され、WADAの情報センターに転送されることについての承諾書(書面による同意)を提出しなければならない。

4.9 TUEの再審査

- 4.9.1 WADAは、競技者からの要請によって、又は自己の発意に基づいて、JADAによるTUEの付与又は不承認を再審査することができる。
- 4.9.2 当初の決定は、再審査手続が終了するまで引き続き効力を有するものとする。
- 4.9.3 TUEの付与又は不承認が、その時点で有効なTUEに関する国際基準に従って行われていなかったとWADAが判断した場合には、WADAは、その決定を覆すことができ、当該決定により付与されていたTUEは、取り消される。TUEが取り消された場合には、WADAは、当該取消しを競技者、JADA及び関係する国内競技連盟に通知する。
- 4.9.4 TUEに対する決定については、第13.8項(TUEを付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て)の規定のとおり、かつ、CASの規則に従って不服申立てをすることができる。

第5条 検査

5.1 検査に関する国際基準の組み入れ

本規則は、WADAの検査に関する国際基準を、その時々^の改正に応じて採択し、組み入れる。すべての参加者及び国内競技連盟は、当該改正を拘束力のあるものとして承諾しているとみなされる。JADA及び国内競技連盟による、又はJADA及び国内競技連盟のために実施される検査は、その時点で有効な検査に関する国際基準に実質的に適合した形で実施される。

5.2 検査

本規則に従うすべての競技者は、時と場所を問わず、当該競技者の国内競技連盟、当該国内競技連盟の国際競技連盟、JADA、及び当該競技者が参加する競技会又は競技大会における検査に責任を負うドーピング防止機

関による競技会の検査の対象となる。本規則に従うすべての競技者はまた、競技者の国内競技連盟、当該国内競技連盟の国際競技連盟、JADA、WADA、当該競技者が居合わせた国の国内ドーピング防止機関、オリンピック大会に関する国際オリンピック委員会及びパラリンピック大会に関する国際パラリンピック委員会による競技会外の検査の対象となる。当該検査には、特定対象検査が含まれる。

5.3 競技大会における検査

国際競技大会におけるドーピング・コントロールに関する検体の採取については、当該競技大会の決定機関である国際機関がこれを開始し、監督する。当該国際機関が当該競技大会において検査を実施しないと決定した場合、JADA が当該国際機関又は WADA と協調し、かつ、これらの承諾を得て当該検査を開始し、監督する。国内競技大会における、ドーピング・コントロールに関する検体の採取については、JADA がこれを開始し、監督する。

5.4 居場所情報の提供

- 5.4.1 JADA は、検査対象者登録リストを定め、これを適宜更新する。各国内競技連盟は、当該リストの作成及び更新にあたり JADA を支援するものとする。国内競技連盟は、その正会員ではない競技者がオリンピック大会に出場する場合には、当該オリンピック大会の 1 年前までには、国内オリンピックチームの構成員として、JADA の検査対象者登録リストに当該競技者が確実に掲げられるようにする。
- 5.4.2 JADA は、JADA の検査対象者登録リストに掲げられている各競技者に対して、その旨を告知し、本規則上の義務を通知する。検査対象者登録リストに掲げられている競技者は、自己の居場所情報を四半期に一度 JADA に提供するものとする。当該居場所情報の提供は、競技者が居住し、トレーニングを行い、又は競技を行う場所及び時間を日次ベースで特定する、JADA により定められた様式を提出することによりなされるものとする。競技者は、JADA に提供された情報が常に最新で完全なものとなるよう、必要に応じてその情報を更新する。競技者が自己の国際競技連盟に対して居場所情報を提出しなければならない場合には、競技者は、同時に JADA に対して、国際競技連盟に提供した当該情報の写しを提供するものとする。ただし、当該情

報が WADA の情報センターを通して JADA が利用できる場合はこの限りではない。JADA が 競技者 からの情報を報告期日までに受領しない場合又は情報が不完全かつ不正確である場合には、JADA は、当該 競技者 に対するスポーツ関連の資金支援を部分的に又は全面的に停止するよう、責任のあるスポーツ団体に勧告することができる。

5.4.3 JADA の 検査対象者登録リスト に掲げられている 競技者 が、居場所情報の提供義務を果たさず JADA から書面による正式な警告を受けた回数若しくは 検査 の試みに応じなかった回数が、連続する 18 ヶ月の間に単独で又はあわせて 3 度に及んだ場合には、当該 競技者 は、第 2.4 項（居場所情報の提供要件違反）の規定に従ってドーピング防止規則に対する違反を犯したものと判断される。なお、検査の通知は、検査の試みの都度 競技者 に対して送付するものとする。

5.5 競技会からの引退と復帰

5.5.1 JADA の 検査対象者登録リスト に掲げられるべく JADA により特定されている 競技者 は、無通告 による 競技会外 の 検査 に応ずることをはじめ本規則に従うものとする。当該 競技者 は、JADA 及び当該 競技者 の 国内競技連盟 に対して書面により本規則において引退を通知するまで、又は当該 競技者 が JADA の 検査対象者登録リスト に掲げられるための基準を充たさなくなり、その旨を JADA から通知されるまで、継続して本規則に従うものとする。

5.5.2 資格停止期間 に服していない 競技者 で、かつ、引退の通知を出していた者が競技に復帰するためには、競技会 復帰の 12 ヶ月前までにその旨を JADA に通知しなければならない。当該通知には、当該期間中、居場所情報を提供すること及び 無通告 による 競技会外 の 検査 に応ずることをはじめ本規則の遵守を約することが言及されるものとする。

5.6 検査対象競技者の選定

JADA は、検査 を受けるべき 競技者 を選定する時点で有効な、検査 に関する 国際基準 に実質的に適合した方法で当該 競技者 を選定する。その場合、競技会外 の 検査 は、無通告 で行われることが望ましい。

5.7 未成年者の検査

本規則に基づいて未成年者を検査するためには、当該未成年者に対して法的責任を負っている人が事前に同意をしていることが必要である。当該未成年者がスポーツに参加した場合には、当該事前同意があったものとみなされる。

5.8 スポーツに用いられる動物に対する ドーピング・コントロール

5.8.1 競技に動物を関与させるスポーツの場合、当該スポーツの国内競技連盟は、当該スポーツに関与する動物に関するドーピング防止の規則を定め、実施するものとする。当該規則は、禁止物質のリスト、適切な検査手続及び検体分析を行う認定検査機関のリストを含まなければならない。

5.8.2 当該スポーツに関与する動物に関する、ドーピング防止規則に対する違反を犯しているか否かの判定、結果の管理、公正な聴聞会、ドーピング防止規則に対する違反の結果及び不服申立てについて、当該スポーツの国内競技連盟は、本規則の第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条及び第 17 条に合致した規則を定め、実施しなければならない。

5.9 独立オブザーバー・プログラム

JADA、国内競技連盟及び競技大会を開催するための組織委員会、並びにこれらの職員、請負業者、役員及び代理人は、競技大会における独立オブザーバー・プログラムに参画している人に対してアクセス権を付与するものとする。

第6条 検体の分析

6.1 試験所に関する 国際基準の組み入れ

本規則は、WADA の試験所に関する 国際基準を、その時々改定に応じて採択し、組み入れる。すべての参加者及び国内競技連盟は、当該改正を拘束力のあるものとして承諾しているとみなされる。

6.2 認定試験所の使用

JADA は、本規則に従って採取された ドーピング・コントロールの 検体を、WADA 認定試験所における分析のためにのみ又は WADA により認定されたその他の方法に供するために送付するものとする。 検体分析のた

めに使用される WADA 認定試験所(又は WADA により認定されたその他の方法)の選択は、JADA が独自に行うものとする。試験所は、試験所に関する 国際基準 に実質的に適合した形で ドーピング・コントロールの検体 を分析し、結果を報告するものとする。

6.3 検出対象となる物質

ドーピング・コントロールの検体 の分析は、禁止表 において特定されている 禁止物質 及び 禁止方法 の検出、及び WADA 規程 の第 4.5 項に定められている監視プログラムに従って WADA が定めるその他の物質の検出を目的として行われるものとする。

6.4 検体の研究

競技者 から書面による同意を得ない限り、禁止表 に記載された物質(若しくは物質の種類)若しくは方法を検出する目的、又は WADA 監視プログラムに従って WADA が指定した目的以外に 検体 を使用することはできない。

第7条 結果の管理

7.1 分析結果及び遵守義務の不履行が疑われる報告

7.1.1 JADA は、試験所からの分析結果を、郵便、セキュア・モードで送信されるファクシミリ、手渡し又は WADA の情報センターを利用した電子的な方法により受け取る。

7.1.2 JADA は、規則遵守不履行が疑われる旨が記載されている、ドーピング・コントロール に関わる検査員(以下「DCO」という。)の報告書を、検体 採取時のその他の書類と共に、郵便、セキュア・モードで送信されるファクシミリ、手渡し又は WADA の情報センターを利用した電子的な方法により受け取る。

7.2 陰性分析結果

7.2.1 JADA は、ドーピング・コントロール 関連書類から、検体 が陰性分析結果を示した 競技者 を特定する。

7.2.2 JADA は、記録を承認するために、WADA 情報センターを通して関係者に陰性分析結果を通知する。

7.2.3 JADA は、請求された場合、陰性分析結果を 競技者 又はその代理人に通知することができる。ただし、検体 が安全に保管されている限り、JADA は、更なる 検査 を実施する権利を留保する。

7.2.4 JADA は、陰性分析結果の通知と共に 検体 採取時のすべての関

連書類を最低4年間保存する。

7.3 違反が疑われる分析結果

7.3.1 最初の検討

7.3.1.1 違反が疑われる分析結果を受取った場合には、JADA は、検体採取時(ドーピング・コントロール関連書類、DCO の報告書及びその他の記録を含む。)及び試験所の分析に関するすべての書類に不備があるか否かを検討する。

7.3.1.2 当該書類に不備があった場合には、JADA は、当該不備が違反が疑われる分析結果の有効性を損ねていると判断されるか否かを決定する。

7.3.1.3 不備が違反が疑われる分析結果の有効性を損ねていると合理的に判断された場合には、JADA は、検査結果の無効を宣言する。

7.3.1.4 不備による検査無効が宣言された場合には、JADA は、競技者に対する再検査の予定を組むことができる。

7.3.1.5 検査結果無効を宣言した場合には、JADA は、直ちにその旨を当該競技者、当該競技者の国際競技連盟、国内競技連盟及び WADAに通知する。

7.3.2 更なる調査

7.3.2.1 検体において禁止物質(例えば内因性物質)の存在が示され、ドーピング防止規則に対する違反の判断をするために更なる調査が必要とされた場合には、JADA は、競技者にドーピング防止規則に対する違反が発生した旨を主張する通知を送送する前に、調査を実施することができる。

7.3.2.2 試験所が尿中のテストステロンのエピテストステロンに対する比率が4対1を超えて存在することを報告した場合には、当該比率が生理学的又は病理学的な状態によるか否かを判断するため更なる調査が義務付けられる。当該調査には、過去の検査、その後の検査、内分泌学的調査の結果、又は CIRMS 分析の検討が含まれる。過去の検査結果を利用できない場合には、競技者は、内分泌物検査を受けるか、3ヶ月の期間内に少なくとも3回の無通告検査を受けなければならない。

- 7.3.2.3 JADA は、調査を実施するために、必要に応じ試験所及びその他の科学上又は医学上の専門知識の支援を要請することができるが、その際競技者の身元を明らかにしてはならない。
- 7.3.2.4 JADA は、競技者のドーピング検査歴が調査の参考になると判断した場合であって、当該情報を所持していないときには、当該競技者に対して、ドーピング検査歴が要求されることを書面により通知し、同時に、当該要求の理由を明らかにする。当該競技者は、当該通知受領後 7 日以内に自己のドーピング検査歴の詳細を JADA に送付し、かつ、JADA がその他のドーピング防止機関に情報請求することを許可する。JADA は、当該競技者のドーピング検査歴を確認するため、その他のドーピング防止機関、試験所又は WADA と連絡をとることができる。
- 7.3.2.5 JADA は、更なる調査がドーピング防止規則に対する違反を証明しているか否かについて最終検討を行う。当該検討の際、JADA は、試験所における分析結果及び医学に関する助言又は検討委員会の勧告を考慮に入れるものとする。JADA は、更なる調査の結果の解釈について支援を受けるため試験所及びその他の専門家から意見を求めることができる。
- 7.3.2.6 当該調査により、違反が疑われる分析結果が生理学的又は病理学的状態によるものであり、ドーピング防止規則に対する違反によるものではないと JADA が判断した場合には、JADA は、競技者にその旨を通知するものとし、かつ、違反が疑われる分析結果に関連した更なる措置は講じられないものとする。
- 7.3.2.7 当該調査によりドーピング防止規則に対する違反が証明されたと JADA が判断した場合には、JADA は、違反が疑われる分析結果に関する本規則に従った手続・措置を講ずるものとする。

7.3.3 TUE

- 7.3.3.1 TUEに関する国際基準に従って TUEが付与された禁止物質又は禁止方法の存在が分析により明らかになった場合には、更なる措置を講ずる必要はない。

- 7.3.3.2 TUEに関する国際基準に従って TUEが競技者に付与されているが、検体中の禁止物質の水準が TUEと合致しない場合には、JADA は、A 検体の違反が疑われる分析結果に関する本規則に従った手続・措置を講ずる。
- 7.3.3.3 競技者が TUEに関する国際基準に従って TUEを付与されていない場合には、JADA は、A 検体の違反が疑われる分析結果に関する本規則に従った手続・措置を講ずる。
- 7.3.3.4 競技者がドーピング・コントロールの過程でその他の医学的情報を提出したという事実があったとしても、JADA は、違反が疑われる分析結果に関する本規則に従った手続・措置を講じなければならない。

7.3.4 最初の検討を行った後の通知

- 7.3.4.1 違反が疑われる分析結果が、その有効性を損ねる不備によるものではなく、また適用のある TUEも付与されていないと JADA が判断した場合には、JADA は、競技者に対して、当該違反が疑われる分析結果を書面により通知する。当該通知には、次に掲げる詳細が記載されるものとする。
- a) 競技者の氏名、国、競技(スポーツ)及び種目
 - b) 競技会のドーピング・コントロールか競技会外のドーピング・コントロールかの別及び検体採取の日付
 - c) A 検体で違反が疑われる分析結果が報告された旨及び A 検体の中で特定された禁止物質の詳細
 - d) JADA、国際競技連盟、又は国内競技連盟の規則に従って、違反したと主張されたドーピング防止の規則。更なる調査が必要な場合には、ドーピング防止規則に対する違反があるか否かを確認するために実施される追加的な調査の説明
 - e) 想定されるドーピング防止規則に対する違反の結果
 - f) 競技者は、B 検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。当該要求を行わなかった場合には、B 検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされ、ドーピング防止規則に対する違反の証拠として A 検体の検査結果が使用されること。
 - g) B 検体の検査が要求された場合には、競技者又は競技者の代理人は、B 検体の開封と分析に立会う権利を有

すること。

- h) A 検体の違反が疑われる分析結果が通知されるその他の当事者
- i) 競技者は、試験所における分析に関する国際基準によって必要とされる情報を含む、A 検体及びB 検体の試験所報告書の写しを要求する権利を有すること。
- j) 競技者は、ドーピング防止規則に違反したと主張されていることに対して意見及び見解を述べる権利を有していること。
- k) 第 7.6 項の規定に従って暫定的資格停止が課される場合には、当該暫定的資格停止、暫定聴聞会、又は簡易聴聞会の詳細
- l) 競技者は、主張されているドーピング防止規則に対する違反及びドーピング防止規則に対する違反の結果を認めることにより聴聞会に参加する権利を放棄する権利を有すること。

7.3.4.2 暫定的資格停止(第 7.6 項参照) が課される競技大会において、又はその他の急を要する場合には、上記詳細は、競技者及びその他の関係機関にまずは口頭で通知され、その後可及的速やかに書面により通知されるといった通知方法を採用することができる。

7.3.5 B 検体の分析

- 7.3.5.1 競技者又は JADA が B 検体の分析を行うことを決定した場合には、JADA は、試験所に連絡し、B 検体の検査の日時を確認する。
- 7.3.5.2 JADA は、競技者が B 検体の分析を要求した後 5 営業日以内に、B 検体分析の日時を競技者に通知する。
- 7.3.5.3 B 検体分析の日時は、競技者、JADA 及び試験所の合意により延期することができる。
- 7.3.5.4 競技者又は競技者の代理人は、B 検体の特定、開封及び分析に立会う権利を有する。
- 7.3.5.5 競技者及びその代理人のいずれもが B 検体の確認、開封及び分析に立会わない場合には、JADA 又は試験所は、独立した人を指名して立会わせる。
- 7.3.5.6 B 検体は、A 検体と同じ試験所で取り扱われるが、検査は、A 検体とは別の分析者によって実施される。

- 7.3.5.7 B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しない場合には、JADA は、検体は陰性と宣言され、更なる措置を講ずることはない旨を競技者に通知する。暫定的資格停止が課されている場合には、第 7.6.4 項を参照すること。
- 7.3.5.8 B 検体の分析結果が A 検体の違反が疑われる分析結果を追認した場合には、JADA は、違反が疑われる分析結果に関する本規則に従った手続・措置を引き続き講じる。

7.4 その他のドーピング防止規則に対する違反

7.4.1 最初の検討

- 7.4.1.1 ドーピング防止規則に対する違反の可能性を示している DCO の報告書又はその他の関係する書類を受取った場合には、JADA は、当該事件に関するすべての書類に対して不備があるか否かを検討する。
- 7.4.1.2 当該書類に不備があった場合には、JADA は、当該不備によりドーピング防止規則に対する違反の可能性が減じられると合理的に判断されるか否かを判断する。
- 7.4.1.3 不備がドーピング防止規則に対する違反の可能性を減じていると合理的に判断された場合には、JADA は、DCO の報告書を更には吟味しない。
- 7.4.1.4 JADA が DCO の報告書を更には吟味しないと決定した場合には、JADA は、直ちにその旨を当該競技者又は競技者支援要員の国際競技連盟、国内競技連盟及びWADAに通知する。
- 7.4.1.5 競技者又は競技者支援要員は、ドーピング防止規則に対する違反の可能性に関する意見を提出することができる。JADA は、ドーピング防止規則に対する違反の可能性がある旨の通知を当該競技者又は競技者支援要員に対して發送すべきか否かを検討する際に、当該意見を考慮に入れる。

7.4.2 最初の検討を行った後の通知

- 7.4.2.1 ドーピング防止規則に対する違反の可能性を示している DCO の報告書又はその他の関係する書類の不備について、ドーピング防止規則に対する違反の可能性に

影響を与えるものではないと JADA が判断した場合には、JADA は、競技者又は競技者支援要員に対して、当該ドーピング防止規則に対する違反の可能性を書面により通知する。当該通知には、次に掲げる詳細が記載されるものとする。

- a) 競技者又は競技者支援要員の氏名、国、競技(スポーツ)及び種目
- b) 特定のドーピング防止規則に対する違反を示している、DCO の報告書又はその他の関係する書類の概要
- c) JADA、又は関係する国際競技連盟若しくは国内競技連盟の規則に従って、違反したと主張されたドーピング防止の規則。更なる調査が必要な場合には、ドーピング防止規則に対する違反があるか否かを確認するために実施される追加的な調査の説明
- d) 想定されるドーピング防止規則に対する違反の結果
- e) 競技者又は競技者支援要員は、ドーピング防止規則に対する違反の可能性に関する意見を提示する権利を有すること。
- f) 当該ドーピング防止規則に対する違反が通知されるその他の当事者
- g) 第 7.6 項の規定に従って暫定的資格停止が課される場合には、当該暫定的資格停止、暫定聴聞会又は簡易聴聞会

7.4.2.2 暫定的資格停止(第 7.6 項参照) が課される競技大会において、又はその他の急を要する場合には、上記詳細は、競技者又は競技者支援要員及びその他の関係機関にまずは口頭で通知され、その後可及的速やかに書面により通知されるといった通知方法を採用することができる。

7.5 競技者の身元

7.5.1 JADA は、その検体が違反が疑われる分析結果又はドーピング防止規則に対する違反の可能性を示したすべての競技者をドーピング・コントロール関連書類又はその他の関連書類から特定する。

7.5.2 競技者又は競技者支援要員の身元の秘密性は、結果の管理の全

過程において保持されなければならない。ドーピング防止規則に対する違反が疑われた、競技者又はその他の人のみが通知を受けるものとする。競技者又は競技者支援要員の国内ドーピング防止機関、国内競技連盟、国際競技連盟及び WADA には、最初の検討を行った後の通知(第 7.3.4 項及び第 7.4.2 項参照)が完了した後に通知するものとする。

7.6 暫定聴聞会と資格停止

- 7.6.1 競技者又は競技者支援要員が第 7.3.4 項又は第 7.4.2 項の規定に従って最初の検討を行った後に送付される通知を受取った後、JADA 又は関係する国際競技連盟は、当該競技者又は競技者支援要員に暫定的資格停止を課することができる。
- 7.6.2 暫定的資格停止が競技者又は競技者支援要員に課される場合には、次に掲げるいずれかの聴聞会が開催される。
- a) 暫定的資格停止を課す前の暫定聴聞会
 - b) 暫定的資格停止を課した後可及的速やかに(10 日以内に)開催される暫定聴聞会。書面による通知によって延期することができる。
 - c) 暫定的資格停止を課した後可及的速やかに開催される簡易聴聞会
- 7.6.3 すべての暫定聴聞会又は簡易聴聞会は、WADA 規程第 7.5 項及び WADA 規程第 8 条の規定に従って実施される。聴聞会に関する指針については、別途定めることができる。
- 7.6.4 A 検体の違反が疑われる分析結果に関連して暫定的資格停止が課され、競技者が要求した B 検体の分析を実施し、B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しなかった場合には、暫定的資格停止は直ちに取り消される。
- 7.6.5 ドーピング防止規則に対する違反の可能性を示している、DCO の報告書又は関係する書類に関して暫定的資格停止が課され、競技者又は競技者支援要員が意見を提示した後に、JADA がドーピング防止規則に対する違反はなかったと判断した場合には、直ちに暫定的資格停止は取り消される。
- 7.6.6 暫定的資格停止により競技者又は競技者のチームが競技会又は競技大会の出場資格を失ったが、第 7.6.4 項又は第 7.6.5 項の規定に従って暫定的資格停止が取り消され、その時点で当該競技会又は競技大会にその他の影響を与えることなく当該競技者又

はチームが当該競技会又は競技大会に出場することが可能な場合には、当該競技者又はチームは、当該競技会又は競技大会に出場できるものとする。

- 7.6.7 JADA がドーピング防止規則に対する違反はなかったと宣言した場合には、JADA は、直ちに当該競技者又は競技者支援要員の国際競技連盟、国内競技連盟、国内ドーピング防止機関及びWADAにその旨を通知しなければならない。

7.7 ドーピング防止規則に対する違反の主張

- 7.7.1 違反が疑われる分析結果が報告され、かつ、
- a) 第 7.3.1 項の規定に従って不備による検査結果の無効が宣言されることなく、
 - b) 禁止物質の存在が、第 4 条の規定に従って付与された TUEの内容と合致せず、
 - c) 競技者が B 検体の分析を要求しなかったか、又は第 7.3.5 項の規定に従って B 検体の分析が実施され、A 検体の違反が疑われる分析結果が追認され、
 - d) 第 7.3.2 項の規定に従って、実施された更なる調査によりドーピング防止規則に対する違反の可能性があると結論づけられ、かつ、
 - e) 競技者が当該検査の有効性に関する情報又は証拠(更なる調査を要求する根拠となるもの)を提供しなかった場合、
- JADA は、ドーピング防止規則に対する違反があったと主張するものとする。
- 7.7.2 JADA がドーピング防止規則に対する違反があったと主張した場合(前項の場合を含む。)には、JADA は、当該ドーピング防止規則に対する違反に関与した人、当該人の国内ドーピング防止機関、国際競技連盟、国内競技連盟、及び WADAに当該主張を書面により通知する。
- 7.7.3 JADA がドーピング防止規則に対する違反があったと主張した場合には、JADA は、日本ドーピング防止規律パネルにその主張を通知し、第 8 条の規定及び適用のある指針に従って聴聞会が開催されるようにする。JADA は、当該主張に係るすべての関連書類を日本ドーピング防止規律パネルに提供する。
- 7.7.4 当該人は、ドーピング防止規則に対する違反があったという主張に係るすべての関連書類の写しを入手する権利を有する。

JADA は、要求に基づき、当該写しを当該人又はその代理人に提供する。

第8条 規律手続

8.1 日本ドーピング防止規律パネル委員の指名

8.1.1 JADA は、日本ドーピング防止規律パネルの委員を指名する。
当該委員の構成は次のとおりとする。

- a) 5年以上の適格な経験を有する法律家
- b) 5年以上の適格な経験を有する医師
- c) 更なる委員（現役のスポーツ関連団体の役職員若しくは競技者又は過去に当該役職員若しくは競技者であった者とする。）

すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行えるものとして指名される。委員の互選により委員長 1 名が選出される。

8.1.2 各委員の任期は 2 年とする。

8.1.3 委員が死亡又は退任した場合には、JADA は、独立した者を委員として指名し、その欠員を補充することができる。指名された当該委員の任期は、欠員の原因となった元の委員の任期の残期間とする。

8.1.4 JADA は、委員を再指名することができる。

8.2 日本ドーピング防止規律パネルの権限

8.2.1 日本ドーピング防止規律パネルは、本規則に従って、委ねられた事件に起因するすべての問題について聴聞を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規則に従って課されるべきドーピング防止規則に対する違反の結果を決定する権限を有する。

8.2.2 日本ドーピング防止規律パネルは、公正に、偏りなくその機能を果たすものとする。

8.2.3 日本ドーピング防止規律パネルは、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。

8.2.4 日本ドーピング防止規律パネルによる最終決定又はこれにより課されるドーピング防止規則に対する違反の結果は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由によっても、日本スポーツ仲裁機構若しくは CAS以外の裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の審問機関によって破棄され、変更され、又は無効とさ

れることはないものとする。当該理由には、瑕疵、不備、不作為又は本規則で定めている手続からの逸脱を含む。

8.3 日本ドーピング防止規律パネルによる聴聞会

- 8.3.1 第7条(結果の管理)に定められている結果の管理の手続を経た上で本規則に対する違反が発生した可能性があると考えた場合には、JADA は、当該事件を 日本ドーピング防止規律パネル に委ね、日本ドーピング防止規律パネル は、本規則に対する違反が発生したか否かを判断し、もし違反が発生したとすればいかなる ドーピング防止規則に対する違反の結果 が課されるべきかを判断する。
- 8.3.2 日本ドーピング防止規律パネル の委員長は、個別事件につき聴聞を行い、判断を下すために 3 名の委員を 日本ドーピング防止規律パネル の委員の中から指名する。当該 3 名の委員は、長として聴聞会の議事を進行させる者、1名の医師、及び1名のスポーツ関連団体の役職員又は 競技者(過去に役職員又は 競技者 であった者も含む。)により構成される。聴聞会を実施する委員(本第 8.3.2 項の規定に従い構成される委員)からなるパネルを以下「聴聞パネル」という。
- 8.3.3 聴聞パネルの委員は、当該事件に従前の関与がなかった者でなければならない。各委員は、指名された際に、当該事件の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情を聴聞パネルの長に開示しなければならない。
- 8.3.4 競技者 又はその他の 人 は、書面により聴聞会に参加する権利を放棄し、本規則に違反したことを認め、JADA から通知を受けた、第 9 条 (個人の成績の自動的失効) 及び第 10 条(個人に対する制裁措置) に適合した ドーピング防止規則に対する違反の結果 を受入れることにより聴聞会を回避することができる。
- 8.3.5 日本ドーピング防止規律パネル は、聴聞パネルの必要に応じて、当該聴聞パネルを支援させ又はこれに対し助言させるために専門家を指名する完全な裁量権を有する。
- 8.3.6 国際競技連盟又は当該聴聞手続の当事者でない場合は関係する 国内競技連盟、当該手続の当事者でない場合は JOC、及び WADA は、日本ドーピング防止規律パネル の聴聞会にオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 8.3.7 本条の規定に従って開催される聴聞会は、迅速に実施され、終

結されるべきであり、全事件について、第7条(結果の管理)に定められている結果の管理の手続の完了時から3ヶ月以内に終結されるものとする。ただし、例外的な事情がある場合はこの限りではない。

8.3.8 当事者間で別に合意がある場合を除き、日本ドーピング防止規律パネルは、

8.3.8.1 通知日から14日以内に聴聞会を開始し、

8.3.8.2 通知日から20日以内に決定を書面により発表し、

8.3.8.3 通知日から30日以内に当該決定の理由を書面により発表する。

8.3.9 競技大会に関して開催される聴聞会は、簡易な手続で実施される。

8.4 日本ドーピング防止規律パネルの手続

8.4.1 日本ドーピング防止規律パネル及び聴聞パネルは、本規則に従って必要手続を定める権限を有する。

8.4.2 日本ドーピング防止規律パネルの聴聞会は、JADA及び当該取り扱われている事件の当事者である人が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施される。

8.4.3 JADAは、日本ドーピング防止規律パネルの前で、当事者である人に対する事件について主張を行うものとし、JADAが要請した場合には、当該人の国内競技連盟は、JADAを支援するものとする。

8.4.4 当該取り扱われている事件の当事者である人は、主張されたドーピング防止規則に対する違反及びその結果として課されるドーピング防止規則に対する違反の結果に関して意見を述べる権利を有する。

8.4.5 通知受領後に当事者又はその代理人が聴聞会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、聴聞会に参加する権利を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該権利は回復させることができる。

8.4.6 各当事者は、自費で聴聞会に代理人を立てる権利を有する。

8.4.7 各当事者は、聴聞パネルが必要とした場合には、通訳を入れる権利を有するものとする。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断する。

8.4.8 聴聞手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する(電話による証言、又はファックス、E

メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による。)

- 8.4.9 ドーピング防止規則に対する違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段により証明される。聴聞パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を受理し、自由心証により証拠を評価する権利を有する。
- 8.4.10 聴聞パネルは、聴聞会を延会又は休会とすることができる。
- 8.4.11 聴聞パネルは、聴聞手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、聴聞手続の一又は二以上の当事者に対して、聴聞会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が聴聞会で提示する予定の、当該事件の更なる詳細を、聴聞パネル又は他当事者に対して提示することを要求できる。当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 8.4.12 当事者である人が聴聞パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、聴聞パネルによる聴聞会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、聴聞パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。
- 8.4.13 聴聞会の内容は記録され、JADA は聴聞会のすべての記録を所持し保存する。

8.5 日本ドーピング防止規律パネルの決定

- 8.5.1 聴聞パネル決定の審議は、非公開で行われる。
- 8.5.2 聴聞パネルの決定は多数決による。理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及される。
- 8.5.3 聴聞パネルの決定は文書化され、日付及び署名が付される。聴聞会を迅速に終結させるため、第 8.3.8 項に概略が掲げられている日程に従い、聴聞パネルの決定は理由書を示さずに言渡すことができる。資格停止期間が第 10.5.1 項(過誤又は過失がないこと)に基づいて取り消されるか、又は第 10.5.2 項(重大な過誤又は過失がないこと)に基づいて短縮された場合には、当該決定においては、当該取消し又は短縮の根拠を説明するものとする。
- 8.5.4 聴聞パネルの決定は、当該聴聞手続の当事者、WADA 並びに関係する国際競技連盟(当該手続の当事者でない場合は JOC 及び 国内競技連盟) に対し、当該決定が下された後可及的速やかに通知される。
- 8.5.5 第 13 条(不服申立て)の規定のとおり、日本ドーピング防止規律

パネルの決定については、不服申立てをすることができる。

第9条 個人の成績の自動的失効

競技会の検査に関してドーピング防止規則に対する違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。

第10条 個人に対する制裁措置

10.1 ドーピング防止規則に対する違反が発生した競技大会における成績の失効

10.1.1 競技大会開催期間中又は競技大会に関連してドーピング防止規則に対する違反が発生した場合、当該競技大会の決定機関である組織の決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。ただし、第 10.1.2 項に定める場合は、この限りではない。

10.1.2 競技者が当該違反に関して自己に過誤又は過失がないことを証明した場合には、ドーピング防止規則に対する違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。ただし、ドーピング防止規則に対する違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと

第 10.3 項に定められている特定物質を除き、第 2.1 項(禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること)、第 2.2 項 (禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること)及び第 2.6 項(禁止物質及び禁止方法を保有すること)の違反に対して課される資格停止期間は、次のとおりとする。

1 回目の違反 — 2 年間の資格停止

2 回目の違反 — 永久資格停止

ただし、競技者又はその他の人は、第 10.5 項 (例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮) の規定のとおり、各資格停止期間が開始する前に、当該制裁措置が取消され又は短縮されるべきとする根拠を証明する機会を与えられる。

10.3 特定物質

禁止表においては、医薬品として一般に入手可能であるために故意でないドーピング防止規則に対する違反を特に犯しやすいもの又はドーピング剤として首尾よく濫用するおそれが低いものを特定物質として指定できる。特定物質の使用が競技力の向上を目的としたものでないことを競技者が証明できる場合には、第 10.2 項(禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと)に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1 回目の違反 — 将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間 1 年間を最高とする措置

2 回目の違反 — 2 年間の資格停止

3 回目の違反 — 永久資格停止

ただし、競技者又はその他の人は、第 10.5 項(例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮)の規定のとおり、各資格停止期間が開始する前に、当該制裁措置の取消し又は軽減(2 回目及び 3 回目の違反の場合)の根拠を証明する機会を与えられる。

10.4 その他のドーピング防止規則に対する違反に関する資格停止

その他のドーピング防止規則に対する違反に関する資格停止期間は次のとおりとする。

10.4.1 第 2.3 項(検体採取の拒否又は回避)又は第 2.5 項(ドーピング・コントロールの不当な改変)の違反の場合には、第 10.2 項(禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと)に定められている資格停止期間が適用される。

10.4.2 第 2.7 項(不正取引)又は第 2.8 項(禁止物質の投与又は禁止方法の使用)の違反の場合には、資格停止期間は、最低 4 年間、最高で永久とする。未成年者を巻き込むドーピング防止規則に対する違反は、特に重大な違反であると考えられ、競技者支援要員による違反が、第 10.3 項(特定物質)において言及されている特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該競技者支援要員に対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、上記各条項の違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告を行うことができる。

10.4.3 第 2.4 項（居場所情報の提供要件違反又は検査を受けないこと）の違反の場合には、資格停止期間は次のとおりとする。

1 回目の違反：最低 3 ヶ月、最高 2 年の資格停止

2 回目以降の違反：2 年間の資格停止

10.5 例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮

10.5.1 過誤又は過失がないこと

第 2.1 項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）又は第 2.2 項（禁止物質又は禁止方法の使用）に基づくドーピング防止規則に対する違反に係る個別事件において、競技者が当該違反に関して自己に過誤又は過失がないことを証明した場合には、その証明がなければ適用された資格停止期間は取り消される。第 2.1 項（禁止物質が存在すること）に違反して、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはそのマーカーが検出された場合には、競技者は、資格停止期間を取り消すためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。本第 10.5.1 項が適用され、当該証明がなければ適用された資格停止期間が取り消された場合には、当該ドーピング防止規則に対する違反は、第 10.2 項（禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと）、第 10.3 項（特定物質）及び第 10.6 項（潜在的な複数違反に関する規則）に定められている、複数回の違反に対する資格停止期間を判定する場合に限り、違反とは判断されないものとする。

10.5.2 重大な過誤又は過失がないこと

本第 10.5.2 項は、第 2.1 項（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）、第 2.2 項に定められている禁止物質又は禁止方法を使用すること、第 2.3 項に定められている検体採取の回避、及び第 2.8 項に定められている禁止物質の投与又は禁止方法の使用に係るドーピング防止規則に対する違反に限り適用されるものとする。当該違反に係る個別事件において、競技者が当該違反に関して自己に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合には、当該証明がなければ適用された資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該証明がなければ適用された最低資格停止期間の半分を下回ることはできない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本第 10.5.2 項に基づく短

縮後の期間は、8年間を下回ることはできない。第 2.1 項(禁止物質が存在すること)に違反して競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが検出された場合には、競技者は、資格停止期間を短縮するためには、自己の体内に禁止物質がいかに入ったかを証明しなければならない。

- 10.5.3 競技者支援要員等によるドーピング防止規則に対する違反を発見又は証明する際の競技者からの実質的な支援
- 競技者がドーピング防止機関に対して実質的な支援を提供したことにより、第 2.6.2 項(競技者支援要員による保有)に基づく保有、第 2.7 項(不正取引)又は第 2.8 項(競技者に対する投与)に関係する、競技者以外の人によるドーピング防止規則に対する違反を、当該ドーピング防止機関が発見又は証明できた場合には、日本ドーピング防止規律パネル 又は 日本スポーツ仲裁機構は、資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮後の資格停止期間は、当該証明がなければ適用された最低資格停止期間の半分を下回ることはできない。当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本第 10.5.3 項に基づく短縮後の期間は、8年間を下回ることはできない。

10.6 潜在的な複数違反に関する規則

- 10.6.1 第 10.2 項(禁止物質及び禁止方法)に関して資格停止措置を課すこと)、第 10.3 項(特定物質)及び第 10.4 項(その他のドーピング防止規則に対する違反に関する資格停止)に基づいて制裁措置を課すことにおいて、競技者又はその他の人がドーピング防止規則に対する違反の通知を受けた後に、又は JADA がドーピング防止規則に対する違反の通知をするため合理的な企てを行った後に、当該競技者又は当該人が別のドーピング防止規則に対する違反を犯したことを JADA が証明できた場合にのみ、当該 2 回目のドーピング防止規則に対する違反が考慮され、課すべき制裁措置が検討される。JADA が当該証明を行うことができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反であると判断され、当該 2 回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置が課されるものとする。
- 10.6.2 同一のドーピング・コントロールにおいて、第 10.3 項(特定物質)に定められている特定物質と、禁止物質又は禁止方法の両方に関係するドーピング防止規則に対する違反を競技者が犯したことが判明した場合には、当該競技者は一つのドーピング防止規

則に対する違反を犯したと判断される。ただし、課される制裁措置は、より厳しい制裁措置である、禁止物質又は禁止方法に関する違反による制裁措置とする。

- 10.6.3 競技者が 2 つの別個のドーピング防止規則に対する違反を犯したことが判明した場合で、そのうちの一つが第 10.3 項(特定物質)に定められている制裁措置の適用対象となる特定物質に関係するものであり、他の一つが第 10.2 項(禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと)に定められている制裁措置の適用対象となる禁止物質又は禁止方法に関係するか、又は第 10.4.1 項に定められている制裁措置の適用対象となる違反に関係する場合には、2 回目の違反に課される資格停止期間は、最低 2 年間、最高で 3 年間とする。また、第 10.3 項(特定物質)に定められている特定物質と、第 10.2 項(禁止物質及び禁止方法に関して資格停止措置を課すこと)又は第 10.4.1 項に定められているドーピング防止規則に対する違反の組合せに関係して 3 回目のドーピング防止規則に対する違反が判明した競技者が受ける制裁措置は、永久資格停止とする。

10.7 検体採取後の競技会における成績の失効

第 9 条(個人の成績の自動的失効)に基づく、検体が陽性となった競技会における成績の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日(競技会検査であるか競技会外検査であるかは問わない。)又はその他のドーピング防止規則に対する違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得されたすべての競技成績は、公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き、失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。

10.8 資格停止期間の開始

- 10.8.1 資格停止期間は、聴聞パネルが資格停止を定める決定を下した日から、又は聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、資格停止措置を受入れた日若しくは別途資格停止が課された日から開始される。
- 10.8.2 暫定的資格停止(強制的に課されたものであるのか、自発的に受け入れられたものであるのかは問わない。)に服した期間は、服すべき資格停止期間に算入される。

10.8.3 聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において競技者の責に帰すべきではない遅延が発生するなど、公正性の観点から必要とされる場合には、日本ドーピング防止規律パネルは、最大で、検体採取の日まで資格停止期間の開始日を遡及させることができる。

10.9 資格停止期間中の地位

- 10.9.1 資格停止を宣言された人は、当該資格停止期間中、国内オリンピックチーム若しくは国内競技連盟のチーム、又は署名当事者若しくは署名当事者の会員機関(国内競技連盟を含む。)が認定し、若しくは主催する競技会若しくは活動(ただし、ドーピング防止連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。)には、いかなる資格においても参加できない。さらに、第 10.3 項(特定物質)の規定に定められている特定物質に関するもの以外のドーピング防止規則に対する違反の場合には、署名当事者、国内競技連盟を含む署名当事者の会員機関及び日本政府は、当該人に対するスポーツ関連の資金支援又はその他のスポーツ関連の便益を部分的に又は全面的に停止するものとする。
- 10.9.2 課された資格停止期間が 4 年間より長い人は、4 年間の資格停止期間経過後、当該人がドーピング防止規則に対する違反を行ったスポーツ以外の国内のスポーツの競技大会に参加できる。ただし、当該競技の競技大会は、資格停止期間でなければ当該人に対して、国内競技大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に付与できた(又は国内競技大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた)水準の大会であってはならない。

10.10 資格回復のための検査

- 10.10.1 資格停止期間の終了時に資格を回復する要件として競技者は、暫定的資格停止又は資格停止期間中に、JADA、関係する国内競技連盟、又は検査権限を有するドーピング防止機関による競技会外の検査を受け、要求された場合には、第 5.4 項(居場所情報の提供)の規定のとおり、正確な最新の居場所情報を提供するものとする。
- 10.10.2 競技者が資格停止期間中に競技(スポーツ)から引退し、競技会外の検査対象者登録リストから除外されたが、後に資格回復を希

望することとなった場合には、当該競技者が JADA、国内オリンピック委員会、関係する国内競技連盟及び関係するドーピング防止機関に対し通知を行い、かつ、第 5.5.2 項で定めている期間又は当該競技者が引退した日時点で残存していた資格停止期間のうち長い方の期間と等しい期間競技会外の検査に応じることとし、当該期間が終了するまで、当該競技者の資格は、回復しないものとする。当該資格停止の残存期間中、競技者は競技会外の検査を受けるものとする。JADA は、当該検査の回数と頻度を定める。

10.10.3 JADA は、本第 10.10 項に基づき、要件とされる競技会外の検査を実施する責任を負うが、その他のドーピング防止機関による検査も当該要件を充足するために利用することができる。

10.10.4 競技者の資格停止期間が終了し、競技者が資格回復要件を充足した場合には、競技者は、自動的に再び有資格者となる。その際競技者又は当該競技者の国内競技連盟による特別な申請は必要とされない。

第11条 団体スポーツに対するドーピング防止規則に対する違反の結果

団体スポーツの団体構成員の 2 人以上が競技大会に関連して、第 7 条(結果の管理)に基づいてドーピング防止規則に対する違反の可能性があるという通知を受けた場合には、当該団体は、当該競技大会に関して特定対象検査の対象となる。団体スポーツの団体構成員の 2 人以上が当該競技大会開催期間中にドーピング防止規則に対する違反を犯したことが明らかになった場合には、当該団体に対して、失効又はその他の規律措置を講じることができる。団体スポーツ以外のスポーツであるが、団体に対して賞が授与されるスポーツにおいて、1 人又は 2 人以上の団体構成員がドーピング防止規則に対する違反を犯した場合には、当該団体に対する失効又はその他の規律措置については、本規則又は国際競技連盟の適用のある規則に従うものとする。

第12条 国内競技連盟に対する制裁措置

12.1 JADA は、本規則を遵守せず、又は実施しない国内競技連盟に対する資金支援又はその他の支援を部分的にまたは全面的に停止することができる。

12.2 当該国内競技連盟が JADA の会員であるか、又は JADA により認定されている場合には、JADA は、JADA による当該国内競技連盟の会員権又

は認定を、当該国内競技連盟のドーピング防止規則が本規則及び WADA 規程に適合するまで取り消し、又は停止することができる。

- 12.3 本条(国内競技連盟に対する制裁措置)に従って下された JADA の決定に対しては、第 13.9 項(第 12 条に従って下された決定に対する不服申立て)の規定のとおり不服申立てをすることができる。

第13条 不服申立て

13.1 不服申立ての対象となる決定

本規則に基づいて下された決定については、本条の規定に従い不服申立てをすることができる。ただし、当該決定は、不服申立て審問機関が別の命令を下さない限り、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。

13.2 ドーピング防止規則に対する違反、ドーピング防止規則に対する違反の結果及び暫定的資格停止に関する決定に対する不服申立て

ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則に対する違反の結果を課した決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという決定、ドーピング防止規則に違反したという主張又はドーピング防止規則に対する違反の結果に対して判断を下したドーピング防止機関にそれを行う管轄権がなかったという決定、及び暫定聴聞会の結果として又は WADA 規程第 7.5 項の規定に違反して暫定的資格停止を課した決定については、本第 13.2 項の規定に基づいてのみ不服申立てをすることができる。

13.2.1 国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、スポーツ仲裁裁判所 (CAS)の適用のある関連規定に従って CASにのみ不服申立てをすることができる。

13.2.2 JADA により定められる国内水準の競技者であって、第 13.2.1 項に基づいて不服申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる。

13.2.3 不服申立てをする権利を有する人

第 13.2.1 項に定められている事件の場合、CASに不服申立てをする権利を有する当事者は次のとおりとする。

a) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他

の人

- b) 当該決定が下された事件の他当事者
- c) 制裁措置の根拠となる規則を所管する、関係する国際競技連盟及びその他の ドーピング防止機関
- d) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会(オリンピック大会又はパラリンピック大会への参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)
- e) WADA

第 13.2.2 項に定められている事件の場合、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをする権利を有する当事者は、最低限、次の者を含むものとする。

- (1) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他の人
- (2) JADA
- (3) 関係する国際競技連盟
- (4) JOC
- (5) 競技者の国内ドーピング防止機関
- (6) WADA

第 13.2.2 項に定められている事件の場合、WADA 及び国際競技連盟は、日本スポーツ仲裁機構の決定に関して、CASにも不服申立てをする権利を有するものとする。

本規則の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止について不服申立てをすることができる人は、当該 暫定的資格停止 が課された、競技者 又はその他の人に限られる。

13.3 日本スポーツ仲裁機構

日本スポーツ仲裁機構に関する指針及び規則は、別途定めることができる。

13.4 日本スポーツ仲裁機構の権限

13.4.1 日本スポーツ仲裁機構のみが、本規則に従って自己に不服申立てされた事件に起因するすべての問題について審問を行い、判断を下す権限を有する。特に、本規則に従って、課されるべき ドーピング防止規則に対する違反の結果 を決定する権限を有する。

13.4.2 日本スポーツ仲裁機構は、独立して、偏りなくその機能を果たす

ものとする。

13.4.3 日本スポーツ仲裁機構は、その機能を果たす上で必要とされ、またこれに付随するすべての権限を有する。

13.4.4 日本スポーツ仲裁機構による最終決定又はこれにより課されるドーピング防止規則に対する違反の結果は、これが誤審によるものでない限り、いかなる理由によっても、CAS以外のいかなる裁判所、仲裁人、審判機関又はその他の審問機関によって破棄され、変更され、又は無効とされることはないものとする。当該理由には、瑕疵、不備、不作為又は本規則で定められた手続からの逸脱を含む。

13.5 日本スポーツ仲裁機構による審問会

13.5.1 日本ドーピング防止規律パネルの決定に対して不服申立てをする権利を有し、実際に不服申立てを望む人は、日本ドーピング防止規律パネルによる決定の日付から 14 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立ての通知を出さなければならない。

13.5.2 スポーツ仲裁パネルの構成は、日本スポーツ仲裁機構が定める規則に従う。

13.5.3 指名されたスポーツ仲裁パネルの仲裁人は、当該事件又は事件のあらゆる局面に従前の関与がなかった者でなければならない。特に当該仲裁人は、当該事件の当事者である競技者が関係するTUE申請又は不服申立てを従前に検討したことがあってはならない。各仲裁人は、指名された際に、当該事件の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情をスポーツ仲裁パネルの長(仲裁人長)に開示しなければならない。

13.5.4 日本スポーツ仲裁機構によってある事件を審問するべく指名されたスポーツ仲裁パネルの仲裁人が、何らかの理由により審問することが不本意であるか、又はできない場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁人の交代者を指名するか、別のスポーツ仲裁パネルを構成することができる。

13.5.5 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの必要に応じて、当該スポーツ仲裁パネルを支援させ又はこれに対し助言させるため専門家を指名する完全な裁量権を有する。

13.5.6 JADA は、当事者として日本スポーツ仲裁機構の手続及び審問会に参加する権利を有する。

- 13.5.7 国際競技連盟又は、当該審問手続の当事者でない場合は関係する国内競技連盟、当該手続の当事者でない場合は JOC、及び WADA は、日本スポーツ仲裁機構の審問会にオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 13.5.8 本条の規定に従って開催される審問会は迅速に実施され、終結されるべきであり、全事件について、日本ドーピング防止規律パネルの決定の日から 3 ヶ月以内に終結されるものとする。ただし、例外的な事情がある場合はこの限りではない。
- 13.5.9 競技大会に関して開催される審問会は、簡易な手続で実施される。

13.6 日本スポーツ仲裁機構の手続

- 13.6.1 日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルは、本規則に従って必要手続を定める権限を有する。
- 13.6.2 日本スポーツ仲裁機構の審問会は、不服申立て人及び被不服申立て人が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施される。
- 13.6.3 不服申立て人は、自己の主張を陳述するものとし、被不服申立て人は、答弁として自己の主張を陳述するものとする。
- 13.6.4 通知受領後に、当事者又はその代理人が審問会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、審問会に参加する権利を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該権利は回復させることができる。
- 13.6.5 各当事者は、自費で審問会に代理人を立てる権利を有する。
- 13.6.6 各当事者は、スポーツ仲裁パネルが必要とした場合には、通訳を入れる権利を有するものとする。スポーツ仲裁パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断する。
- 13.6.7 審問手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する(電話による証言、又はファックス、Eメール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否は、スポーツ仲裁パネルの自由裁量による。)
- 13.6.8 ドーピング防止規則に対する違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段により証明される。スポーツ仲裁パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を受理し、自由心証により証拠を評価する権利を有する。
- 13.6.9 スポーツ仲裁パネルは、審問会を延会又は休会とすることができ

る。

- 13.6.10 スポーツ仲裁パネルは、審問手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、審問手続の一又は二以上の当事者に対して、審問会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が審問会で提示する予定の、当該事件の更なる詳細を、スポーツ仲裁パネル又は他当事者に対して提示することを要求できる。当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 13.6.11 当事者がスポーツ仲裁パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、スポーツ仲裁パネルによる審問会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、スポーツ仲裁パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。
- 13.6.12 審問会の内容は記録され、JADA は審問会のすべての記録を所持し保存する。

13.7 日本スポーツ仲裁機構の決定

- 13.7.1 日本スポーツ仲裁機構の審議は、非公開で行われる。
- 13.7.2 日本スポーツ仲裁機構の決定は多数決による。理由書においては、少数意見又は反対意見についても言及される。
- 13.7.3 日本スポーツ仲裁機構の決定は文書化され、日付及び署名が付され、かつ、簡潔な理由が述べられる。資格停止期間が第 10.5.1 項(過誤又は過失がないこと)に基づいて取り消されるか、又は第 10.5.2 項(重大な過誤又は過失がないこと)に基づいて短縮された場合には、当該決定においては、当該取消し又は短縮の根拠を説明するものとする。
- 13.7.4 日本スポーツ仲裁機構の決定が下された後、可及的速やかに当該決定は、当該審問手続の当事者及び JADA(当該手続の当事者でない場合)に通知される。

13.8 TUEを付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て

- 13.8.1 TUEの不承認が JADA により決定され、WADAによっても当該不承認が覆されなかった場合には、国際水準の競技者は、CASに不服申立てをすることができ、国際水準の競技者ではない競技者は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる。日本スポーツ仲裁機構が TUEを承認しない決定を覆した場合には、WADAは、当該決定について CASに不服申立てをする

ことができる。本条に基づいて不服申立て事件を検討するスポーツ仲裁パネルには TUEC の委員を含まないものとする。

13.8.2 TUE の付与又は不承認の決定を覆す WADA の決定は、CAS の規則に従い、競技者 又は JADA によって CAS にのみ不服申立てをすることができる。

13.9 第 12 条に従って下された決定に対する不服申立て

第 12 条(国内競技連盟に対する制裁措置)の規定に従って下された JADA の決定については、当該 国内競技連盟 により CAS にのみ不服申立てをすることができる。

第14条 報告

14.1 TUEに関する報告

JADA は、競技者 に TUE を付与した場合(JADA の 検査対象者登録リスト に掲げられていない 競技者 の場合は除く。)には、その旨を直ちに関係する国際競技連盟、当該 競技者 の 国内競技連盟 及び WADA に報告する。

14.2 検査に関する報告

JADA は、最新の 競技者 の居場所情報を WADA に提出する。WADA は、当該情報を、当該 競技者 を検査する権限を有するその他の ドーピング防止機関 が利用可能になるようにする。

14.2.1 JADA は、競技会 及び 競技会外 の検査結果を検査実施後速やかに WADA に報告する。

14.2.2 当該情報の秘密性は、厳密に保持されるものとし、検査 の計画、調整又は実施の目的のためだけに利用され、当該目的に関係がなくなり次第破棄されるものとする。

14.3 結果の管理に関する報告

14.3.1 国内競技連盟 が自己の 競技者 について 違反が疑われる分析結果 の報告を受けた場合には、JADA は、当該 国内競技連盟 のために、次に掲げる情報を、当該 国内競技連盟 に関する国際競技連盟及び WADA に対して、第 7.3.1 項(違反が疑われる分析結果 の最初の検討)に定められている手続が終了するまでに報告するものとする。

当該 競技者 の氏名、国、競技(スポーツ)及び種目、当該検査が 競技会 の検査であったか 競技会外 の検査であったか

の別、検体採取の日及び試験所により報告された分析結果の内容

当該当事者は、結果の管理、聴聞及び不服申立てを含む、進行状況及び結果についての最新情報の報告を定期的に受けるものとする。

14.3.2 競技者が、B 検体の分析を要求した場合には、JADA は、当該分析結果を、関係する国際競技連盟及び WADA に報告する。

14.3.3 資格停止期間が、第 10.5.1 項(過誤又は過失がないこと)に基づいて取り消されるか、又は第 10.5.2 項(重大な過誤又は過失がないこと)に基づいて短縮された場合には、JADA は、国際競技連盟及び WADA に対し、理由が記載された当該決定の書面の写しを提供する。

14.4 WADA 規程に基づく報告

JADA は、年間の ドーピング・コントロール 活動の概況の統計報告を毎年公表し、その写しを WADA に提供する。

第15条 情報開示

JADA、競技者の国内ドーピング防止機関、国内競技連盟、日本ドーピング防止規律パネル又はその他の人は、本規則に従って、検体が違反が疑われる分析結果を示した競技者又はドーピング防止規則に違反したとの主張を受けている人の身元について、第 7.3 項及び第 7.4 項に定める審査手続が完了するまで情報開示又は公開報告を行ってはならない。第 8 条(規律手続)の規定に従った聴聞会においてドーピング防止規則に対する違反が発生したと決定されたか、当該聴聞会に参加する権利が放棄された場合には、20 日以内に JADA は、当該ドーピング防止事件に関する処理について公開報告する。当該処理の内容には、関係する人の氏名及び当該決定の理由を含むものとする。

第16条 決定の相互承認

16.1 本規則に従って下された決定の承認

JADA の権限内における本規則に対する違反に関する 日本ドーピング防止規律パネル、CAS、又は 日本スポーツ仲裁機構 の決定は、不服申立てをする権利に従うことを条件として、すべての ドーピング防止機関 及びその傘下の組織に承認されるものとし、当該機関・組織は、当該決定が効力を生ずるために必要とされる措置を講じなければならない。

16.2 その他の組織による決定の承認

- 16.2.1 WADA 規程に適合した、署名当事者の権限内における検査、TUE及び聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の最終決定は、適用のある不服申立てをする権利に従うことを条件として、JADA、国内競技連盟、日本ドーピング防止規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構により承認され、尊重される。
- 16.2.2 JADA 及び 国内競技連盟は、WADA 規程を受諾していないその他の組織が行った前項に掲げられた行為であっても、当該組織の規則が WADA 規程に適合している場合には、これを承認することができる。

第17条 時効

本規則に定められているドーピング防止規則に対する違反に関して、競技者又はその他の人に対する、本規則に基づいた行為が当該違反発生の後 8 年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が完成する。

第18条 改正及び解釈

18.1 改正

- 18.1.1 JADA は、WADA 規程の改正の実施を含む、本規則の発展及び改善を所管する責任を負うものとする。参加者及び国内競技連盟は、当該過程への参加を要請されるものとする。
- 18.1.2 JADA が開始する本規則の改正は、適切な協議を経た後、JADA 理事会により承認される。JADA は、速やかに国内競技連盟に対して当該改正のすべてを通知する。
- 18.1.3 本規則の改正は、当該改正において別段の定めがない限り、当該承認後 3 ヶ月後に発効し、国内競技連盟により実施されるものとする。

18.2 解釈

- 18.2.1 本規則の見出し及び WADA 規程の条項を引用する際に当該条項に付した見出しは、便宜上のものであり、本規則の実体的内容の一部とはみなされず、当該見出しが付されている規定の文言に対して影響を及ぼすものとはみなされない。
- 18.2.2 序論及び付録 1(定義)は、本規則の不可分の一部体をなすとみなされる。
- 18.2.3 本規則は、WADA 規程の関係条項に従って採択されており、

WADA 規程の関係条項に適合して解釈されるものとする。WADA 規程の条項に対する注記は、本規則の理解及び解釈を支援するものとして参照されるものとする。

第19条 情報及び通知

19.1 情報

本規則に従って、何らかの組織又は人に対して、データや医学的情報を含む情報を提出する人は、当該情報が当該組織又は人により、本規則の実施を目的として使用されることに同意しているとみなされる。

19.2 通知

19.2.1 本規則において言及されているすべての通知は、本第 19.2 項(通知)の規定に従う。

19.2.2 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者は、JADA に通知送付先を提供し、送付先を変更する場合には、JADA に当該変更の詳細を提供する責任を負う。

19.2.3 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者への通知は、競技者によって JADA に提供された送付先に送付されなければならない。当該通知は、送付後 3 日経過後には受領されたものとみなされる。

19.2.4 その他の競技者又はその他の人への通知は、当該競技者又は人によって提供された送付先に送付することで実行される。当該通知は、送付後 3 日経過後には受領されたものとみなされる。

19.2.5 JADA は、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用することができる。

第20条 実施、有効性及び準拠法

20.1 実施

20.1.1 本規則は、2007年7月1日に効力を生じ、国内競技連盟は、第 1.1 項(国内競技連盟への適用)の規定に従って、当該期日までに本規則を採択し組み入れるものとする。

20.1.2 本規則は、本規則が効力を生ずる前より係争中の事件に対し、過去に遡及適用されないものとする。従前の JADA、JOC又は国内競技連盟のドーピング防止規則に基づいて開始され、終結していない異議申述、不服申立て及び資格回復の申請は、当該規則に従って終結させることができ、適切な限り、当該結果は本規則に

において承認されるものとする。従前の JADA、**JOC**又は**国内競技連盟**のドーピング防止規則に基づく停止処分の残存期間は、本規則に基づいて認定されるものとする。

20.2 有効性

- 20.2.1 本規則又は本規則で言及されている手続からの逸脱は、いかなる所見、決定又は結果も無効にしないものとする。ただし、当該逸脱が当該所見、決定又は結果に対して重大な疑問を投ずる場合は、この限りではない。
- 20.2.2 本規則の条項が何らかの理由で無効、履行を強制できない又は違法とされた場合でも、本規則は、当該条項とは別に有効に存続するものとする。当該条項は、無効、履行を強制できない又は違法とされた範囲において削除されたとみなされる。
- 20.2.3 本規則の実施において、人により信義誠実によって実施されたすべての行為は、当該実行者である人の指名、資格又は権限に瑕疵があったと後に判明した場合であっても、当該人の指名、資格又は権限が適切に行われた又は付与されていた場合と同様に有効とする。

20.3 準拠法

本規則は日本国の法律に準拠するものとする。

定義

違反が疑われる分析結果(Adverse Analytical Finding)とは、試験所又は認定**検査**機関からの報告のうち、**禁止物質**又はその**代謝物**若しくは**マーカ**ーの存在（内因性物質の量的増大を含む。）が**検体**において確認されたもの、又は**禁止方法の使用**の証拠が**検体**において確認されたものをいう。

ドーピング防止機関(Anti-Doping Organization)とは、**ドーピング・コントロール**の過程に関する規則を採択し、**ドーピング・コントロール**の過程の開始、実施、又は執行に責任を負う**署名当事者**をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の**主要競技大会機関**であって自己の**競技大会**において**検査**を実施する団体、**WADA**、国際競技連盟、**国内アンチ・ドーピング機関**等が挙げられる。

競技者(Athlete)とは、**ドーピング・コントロール**において、国際的な(定義については各国国際競技連盟が定める。)又は国内的な(定義については各**国内ドーピング防止機関**が定める。)規模のスポーツに参加するすべての**人**並びに一層下位の規模のスポーツであって当該**人の国内ドーピング防止機関**が指定したものに参加するその他の**人**をいう。また、ドーピング防止情報及び教育においては、**署名当事者**、政府、又は**WADA 規程**を受諾したその他のスポーツ関連団体の権限の下においてスポーツに参加する者をいう。

競技者支援要員(Athlete Support Personnel)とは、スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う**競技者**と共に行動し、又は治療を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、団体関係者、公式役職員、医師又は医療関係者をいう。

企て(Attempt)とは、ドーピング防止規則に対する違反に加担する可能性がある、又は結果として加担したこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に携わることを用いる。ただし、**企て**に関与していない第三者によって察知される前に**人**が当該**企て**を放棄した場合には、違反を犯そうとした当該**企て**のみを根拠としてドーピング防止規則に対する違反があったことにはならない。

CAS(The Court of Arbitration for Sport)とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

WADA 規程(Code)とは、**WADA** が2003年3月5日に採択した世界ドーピング防止規程及びその後の改正をいう。

競技会(Competition)とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技をいう。具体例としては、オリンピックの100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争及びその他の競技のうち日々又はその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、関係する国際競技連盟の規則において**競技会**と**競技大会**との区別が定められる。

ドーピング防止規則に対する違反の結果(Consequences of Anti-Doping Rule Violations)

とは、**競技者**又はその他の**人**がドーピング防止規則に対する違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。

- (a) **失効(Disqualification)**とは、特定の**競技会**又は**競技大会**における**競技者**の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び賞の剥奪を含む措置が課される。
- (b) **資格停止(Ineligibility)**とは、一定期間にわたって、**競技者**又はその他の**人**に対して、の第10.9項(**資格停止**期間中の地位)の規定のとおり、**競技会**若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金支援が停止されることをいう。
- (c) **暫定的資格停止(Provisional Suspension)**とは、**WADA 規程**の第8条(公正な聴聞会に参加する権利)の規定に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、**競技者**又はその他の**人**の**競技会**への参加が暫定的に禁止されることをいう。

DCO(Doping Control officer)とは、**ドーピング・コントロール**に関わる検査員をいう。

失効(Disqualification)については、上記の**ドーピング防止規則に対する違反の結果**を参照すること。

ドーピング・コントロール(Doping Control)とは、検査配分計画の立案、**検体**の採取及び取扱い、試験所における分析、分析結果の管理、聴聞、並びに不服申立てを含む過程をいう。

競技大会(Event)とは、単一の決定機関の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう。(例：オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会)

競技会(In-Competition)とは、**競技会**における検査と**競技会外**における検査とを区別することを目的とするものであって、国際競技連盟又はその他の関係する**ドーピング防止機関**の規則に別段の定めがない限り、**競技会**における検査とは、特定の**競技会**との関連で**競技者**が**検査**のために選定される検査をいう。

独立オブザーバー・プログラム(Independent Observer Program)とは、オブザーバー・チー

ムが、WADAの監督下で、特定の競技大会におけるドーピング・コントロールの過程を監視し、監視事項に関して報告を行うことをいう。WADA自体が競技会の検査を実施する場合には、当該オブザーバーは、独立した組織の監督下に置かれるものとする。

資格停止(Ineligibility)については、上記のドーピング防止規則に対する違反の結果を参照すること。

国際競技大会(International Event)とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際スポーツ団体が決定機関であり、当該競技大会に関して公式技術役職員を指名している競技大会をいう。

国際水準の競技者(International-Level Athlete)とは、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられるものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された競技者をいう。

国際基準(International Standard)とは、WADA 規程を支援する目的で WADAによって採択された基準をいう。国際基準他に採り得る基準、慣行又は手続とは対立するものとしてを遵守していると言うためには、国際基準に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。

JADA(Japan Anti-Doping Agency)とは、財団法人日本アンチ・ドーピング機構をいう

日本ドーピング防止規律パネル(Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)とは、本規則に対する違反の主張に対して判断を下す、JADA に任命された組織をいう。

日本スポーツ仲裁機構(Japan Sports Arbitration Agency)とは、日本ドーピング防止規律パネルの決定に対する不服申立てについて判断を下す組織をいう。

JOC(Japanese Olympic Committee)とは、日本オリンピック委員会をいい、日本における国内オリンピック委員会である。

主要競技大会機関(Major Event Organization)とは、国内オリンピック委員会の地域的連合及びその他の複数スポーツを主管する国際的な組織であって、地域内の又はその他の国際競技大会の決定機関として機能する組織をいう。

マーカー(Marker)とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメータであって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

代謝物(Metabolite)とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

未成年者(Minor)とは、居住国の適用のある法に定められている、成年年齢に達していない自然人をいう。日本国においては、20歳未満の自然人をいう。

国内ドーピング防止機関(National Anti-Doping Organization)とは、各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内ドーピング防止機関となる。本規則上、JADA が日本における国内ドーピング防止機関である。

国内競技大会(National Event)とは、国際水準の競技者又は国内水準の競技者が参加する競技大会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

国内水準の競技者(National-Level Athlete)とは、国際水準の競技者以外の競技者であって、JADA の検査対象者登録リストに掲げられるものとして、JADA により指定された競技者をいう。

国内オリンピック委員会(National Olympic Committee)とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

国内競技連盟(National Sports Federation)とは、日本における競技(スポーツ)を管轄する全国又は地方規模の人及びその傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグをいう。

無通告(No Advance Notice)とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、競技者に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から検体の提出までの間、競技者に対して継続して付添人を付けることをいう。

国内オリンピックチーム(NOC Team)とは、JOCにより選抜された、オリンピック日本代表チーム又はその他のチームをいう。

過誤又は過失がないこと(No Fault or Negligence)とは、競技者が禁止物質若しくは禁止方

法の使用又は投与を受けたことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知りえず推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明していることをいう。

重大な過誤又は過失がないこと(No Significant Fault or Negligence)とは、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮した時に、ドーピング防止規則に対する違反との関連において、競技者の過誤又は過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該競技者が証明していることをいう。

競技会外(Out-of-Competition)とは、競技会におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。

参加者(Participant)とは、競技者又は競技者支援要員をいう。

人(Person)とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

保有(Possession)とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう(これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所若しくは資産に対して、人が排他的に支配を及ぼしている場合に限られる。)。ただし、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所若しくは資産に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、擬制保有には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則に対する違反を犯した旨の通知(種類は問わない。)を受ける前に、保有の意思がなくなり、従前の保有を放棄した旨を証明できるような具体的な行為を起こした場合には、当該保有のみを根拠としてドーピング防止規則に対する違反があったことにはならない。

禁止表(Prohibited List)とは、禁止物質及び禁止方法を特定した WADA の表をいう。

禁止方法(Prohibited Method)とは、禁止表に掲げられる方法をいう。

禁止物質(Prohibited Substance)とは、禁止表に掲げられる物質をいう。

暫定的資格停止(Provisional Suspension)については、上記のドーピング防止規則に対する違反の結果を参照すること。

情報開示(Publicly Disclose)又は公開報告(Publicly Report)とは、**WADA 規程**第 14 条(守秘義務及び報告)に基づいて早期に通知を受けられる人の範囲を超えて一般社会又は一般の人に対して情報を広め又は配布することをいう。

検査対象者登録リスト(Registered Testing Pool)とは、国際競技連盟又は**国内ドーピング防止機関**の検査の配分計画の一環として、**競技会**の検査及び**競技会外**の検査の双方を受けなければならない、最高位の**競技者**について各国際競技連盟及び**国内ドーピング防止機関**が別々に定めたリストをいう。

検体(Sample/Specimen)とは、**ドーピング・コントロール**において採取された生体物質をいう。

署名当事者(Signatories)とは、**WADA 規程**に署名し、**WADA 規程**を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、**国内オリンピック委員会**、国内パラリンピック委員会、**主要競技大会機関**、**国内ドーピング防止機関**及び **WADA**を含む。

不当な改変(Tampering)とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、及び結果の変更又は通常の手続を踏むことの妨害を目的として不適切な形で介入することをいう。

特定対象検査(Target Testing)とは、特定**競技者**又は**競技者**グループを一定期間に**検査**対象として選択的に選定して行う**検査**をいう。

団体スポーツ(Team Sport)とは、**競技会**中に、選手交替が認められるスポーツをいう。

検査(Testing)とは、**ドーピング・コントロール**の過程のうち、検査の配分計画の立案、**検体**の採取、**検体**の取扱い並びに試験所への**検体**の輸送を含む部分をいう。

不正取引(Trafficking)とは、直接的若しくは間接的に、又は一若しくは二以上の第三者を通じて、**競技者**に対して**禁止物質**又は**禁止方法**を販売、供与、投与、輸送、送付、配送又は配布することをいう。ただし、正当かつ合法的な治療目的で**禁止物質**を処方、調剤、販売又は配布した場合は、これに該当しない。

TUE(Therapeutic Use Exemption)とは、治療目的使用に係る除外措置をいう。

TUE(TUE Committee)とは、JADA により設立された **TUE**委員会をいう。

使用(Use)とは、**禁止物質**を塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること又は**禁止方法**によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

WADA(The World Anti-Doping Agency)とは、世界ドーピング防止機構であり、1999年11月10日にローザンヌにてスイス民法典に基づき設立された財団をいう。